

第1 権利設定(経営受委託、移転及び転貸を除く)関係
1 各筆明細

金納、物納、使用貸借共通様式
促進計画(借入)



地域計画区域名	三隅町井野地区(上今明)	農地中間管理権を設定する者(甲)	(氏名又は名称) この計画に同意する。 濱田 洋子 (同意印)	(住所) 〒 699-3301 浜田市三隅町井野ホ561番地
			(フリガナ)	(生年月日) T・S・H 年 月 日生
整理番号	8 — 202 —	農地中間管理権の設定を受ける者(乙)	(氏名又は名称) この計画に同意する。 公益財団法人 しまね農業振興公社 (同意印)	(住所) 〒690-0876 島根県松江市黒田町432番地1
			(電話番号)	(携帯番号) 090-7597-6517
所有者番号			理事長 曾田 謙一郎	(電話番号) 0852-20-2871

農地中間管理権を設定する土地(A)							設定する農地中間管理権(B)							利用権の設定等に 係る当事者間の 法律関係(C)	備考				
農地 番号	新規 更新	所 在			登記 地目	現況 地目	面積 (㎡)			権利 の種類	内容	始期	終期			期間 (年)	借賃 (円又はkg)		借賃の 支払い方法
		市町村	町・大字・字	地番			登記簿	借入	作付								10aあたり	年額	
1	新	浜田市	三隅町井野	〜378-1	田	田	1,894	1,894		使用貸借権	水田	農地中間 管理事業 の推進に 関する法 律第18条 第7項に 規定する 農用地利 用集積等 促進計画 の認可に 係る公告 日の翌日	R11.3.31	3年		0	金納の場合、乙は、毎年12月28日までに甲が指定する金融機関の預金口座に振り込むものとし、物納の場合は、毎年10月末日まで(2)の共通事項で期限を決定した場合にあってはこの限りでない。)に転借人が直接甲に支払うものとし、支払方法については2の共通事項の(2)の(ウ)のとおりとする。金納、物納については第1回目の支払い年度は令和7年度とする。但し、使用貸借の場合、上記内容についてはこの限りではない。	使用貸借	
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
計							1,894	1,894									0		

農地中間管理権を設定する土地の甲以外の権原者等(D)											
住所	氏名又は 名称	権原の種類	(同意印)			住所	氏名又は 名称	権原の種類	(同意印)		
			(共有割合)						(共有割合)		
住所	氏名又は 名称	権原の種類	(共有割合)			住所	氏名又は 名称	権原の種類	(共有割合)		
住所	氏名又は 名称	権原の種類	(共有割合)			住所	氏名又は 名称	権原の種類	(共有割合)		

緊急を要する時、甲に連絡がつかない場合の連絡先(ご親族等)があれば、下記を記載願います。

(住所) 〒		
フリガナ (氏名)	(続柄)	(電話番号)

上記確認しました

担当農業委員又は 最適化推進委員等	Ⓜ
担当農業委員又は 最適化推進委員等	Ⓜ